

監査結果公表第4号

財政援助団体監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成31年 3月18日

四日市市監査委員	加藤	光
同	廣田	正文
同	笹岡	秀太郎
同	山口	智也

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 全国ファミリー音楽コンクール実行委員会
市民文化部文化振興課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成30年12月7日から平成31年1月15日まで |
| 4 監査期間 | 平成31年1月16日 |
| 5 監査対象年度 | 平成29年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、
会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに
重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査資料に基づく質
問等により行った。
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて
いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい
て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査資料に基づく質問等により行
った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|----------------------|--|
| 1 補助金の名称 | 四日市市音楽コンクール実施事業補助金 |
| 2 補助金交付額 | 6,500,000円 |
| 3 補助金の交付目的 | 音楽が持つ力で人々を感動させ、共感しあう音楽コンクールを開催し、四日市の文化力を全国へ発信することによって都市の活力の両輪である文化と産業が互いに響きあう、魅力と活気あふれたまちの創造を推進することとして開催される「全国ファミリー音楽コンクールinよっかいち」に対して、その開催に要する経費の一部を補助することを目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
四日市市音楽コンクール実施事業補助金交付要綱
(以下「補助金交付要綱」という。) |
| 5 補助金の概要 | |
| (1) 交付申請（補助金交付要綱第5条） | |
| ア 申請日 | 平成29年1月30日（第6回開催分）
平成30年1月23日（第7回開催分） |
| イ 申請書類 | 補助金交付申請書 |

(添付書類：事業計画、予算書等)

(2) 交付決定(補助金交付要綱第7条)

ア 交付決定日 平成29年1月30日 (第6回開催分)

平成30年1月23日 (第7回開催分)

イ 書類 補助金交付決定通知書

(3) 計画変更承認申請(補助金交付要綱第8条第1項)

ア 申請日 平成30年2月16日 (第6回開催分)

平成30年3月30日 (第7回開催分)

イ 申請書類 計画変更承認申請書

(4) 変更決定(補助金交付要綱第9条)

ア 変更決定日 平成30年2月22日 (第6回開催分)

平成30年3月30日 (第7回開催分)

イ 書類 補助金変更決定通知書

(5) 実績報告(補助金交付要綱第11条)

ア 報告日 平成30年2月28日 (第6回開催分)

平成30年3月30日 (第7回開催分)

イ 書類 実績報告書

(添付書類：事業報告、収支決算書等)

(6) 補助金交付 6,500,000円

・第1回 5,000,000円(平成29年5月9日支払)

・第2回 1,500,000円(平成30年2月5日支払)

第3 監査の結果

全国ファミリー音楽コンクール実行委員会に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【全国ファミリー音楽コンクール実行委員会】

特になし

【市民文化部文化振興課】

(1) 補助金交付事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 交付決定に係る起案文書において、申請のあった経費のうち、どの経費が補助対象経費に該当すると判断したのかが、記載上、不明瞭であった。

イ 補助金の支払いについて、補助金交付要綱第10条第1項及び第2項において、市長が特に必要と認めた場合に限り、補助金交付決定額を事業完了前に交付することができることとされている。補助金交付決定額の全額につき概算払により支払いを行っているが、補助金交付に係る起案文書において、市長が認めた必要性についての記載がなされていなかった。

(2) 実行委員会方式によるコンクールの運営について

全国ファミリー音楽コンクール in よっかいちは、本市及び他の機関、音楽の専門家などからなる実行委員会組織によって運営がなされており、当所属がその事務局となっている。実行委員会方式とはいうものの、事業の運営は構成員の協働ではなく本市の主動となっており、外部からの牽制が働きにくいと、内部牽制機能を一層強化していくこと。また、事業執行に当たっての契約行為や会計処理が不明確になりがちであるため、市の会計規則に準拠することを徹底すること。

2 意 見

【全国ファミリー音楽コンクール実行委員会】

(1) 事業のPRについて

ア 過去に応募がない北陸地方には、インターネットのバナー広告を行うとともに訪問活動を行い、また近隣の音楽活動が盛んであるものの応募が少ない都市には訪問活動を行っているところであるが効果が見えにくい。県外の応募者に対してポスターの掲示効果は非常に大きいと分析されているので、過去に応募者のある自治体も含めてポスターの掲示を依頼すること。 【改善事項】

イ 事業の継続、発展には事業の効果を市民に理解していただけるような工夫が必要であるため、市民に向けて様々な媒体を使って、しっかりとPRに努めていくこと。 【要望事項】

ウ 賞金を見直しにより減額している。ファミリー対象の音楽コンクールであること以外に、全国に向けてインパクトがあるアピールが必要である。他都市を参考に目玉となる副賞などについて工夫をすること。 【要望事項】

(2) 他部局との連携について

シティプロモーション部と協賛金の募集から常に連携をとり、各イベント時には、全国ファミリー音楽コンクール in よっかいちをPRする場を設けているところであるが、今後においても、相乗効果が上がるような体制を作っていくこと。 【要望事項】

(3) 四日市JAZZフェスティバルとの連携について

全国ファミリー音楽コンクール in よっかいちと四日市JAZZフェスティバルの開催日が1週間違いである。プレイベント等で連携をとっているとのことであるが、全国から集まった方に四日市の音楽の熱気を感じとってもらえるよう、引き続き同日開催について検討すること。 【要望事項】

(4) 市民参加について

四日市JAZZフェスティバルに比べると市民参加が少ない印象である。会場前で市内の音楽家に演奏してもらおうとか、ボランティアを活用するなど、市民参加ができて、盛り上がりにもつながるような取組みを工夫すること。 【改善事項】

(5) 協賛金について

協賛金が目標額を上回っているのは、商工会議所の協力の下に職員が企業・団体へ直接足を運んで依頼している結果とのことであるが、事業の拡充を図るためには、個人の協賛金についても拡充を図ること。 【要望事項】

(6) 事業の今後の在り方について

事業を継続するにあたっては、できるだけコストを抑え、効果は大きくしていくこと。また、たくさんの方が参加して、たくさんの市民に触れていただくような事業となるよう、努力を続けていくこと。 【要望事項】

(7) 事業の名称について

補助金名や広報の際など様々な名称が使われている。広報物に掲載される名称は「全国ファミリー音楽コンクール in よっかいち」であるが、発信したいものが全国なのか四日市市なのかを考慮して、ふさわしい名称を実行委員会での議論に取り上げること。 【要望事項】

(8) ペイオフ対策について

現在、利息が付く普通預金に預けているが、決済性預金といったペイオフ対策についても考えておくこと。 【要望事項】

【市民文化部文化振興課】

(1) 事業の今後の在り方について

ア 事業の継続には市民の理解が前提となる。事業の成果を総括して市民の理解が得られるよう、今後の方向性を検討すること。 【要望事項】

イ 本事業は補助金と協賛金からコストを賄っている。開催一回ごとの収支と事業成果の内容を見るには分かりにくいため、資料のスタイルを考えていくこと。 【要望事項】

第1 監査の概要

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 財政援助団体監査 |
| 2 監査対象 | 四日市市民生委員児童委員協議会連合会
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属） |
| 3 事前調査期間 | 平成30年12月10日から平成31年1月15日まで |
| 4 監査期間 | 平成31年1月16日 |
| 5 監査対象年度 | 平成29年度 |
| 6 監査対象事項 | 補助金に関する出納その他の事務 |
| 7 監査方法 | 財政的援助に係る関係帳票の整備・記帳及び証拠書類の保存は適切か、
会計経理は適正に行われているか、事業は十分効果が上げられているかに
重点をおいて、関係帳票・証拠書類等の抽出調査及び監査資料に基づく質
問等により行った。
また、所管所属に対し、補助金等の効果及び条件の履行確認はなされて
いるか、財政援助団体に対する指導は適切になされているかに重点をおい
て、関係帳票、証拠書類等の抽出調査、監査資料に基づく質問等により行
った。 |

第2 監査対象の概要

- | | |
|----------------------|---|
| 1 補助金の名称 | 四日市市民生委員児童委員協議会連合会補助金 |
| 2 補助金交付額 | 28,420,760円 |
| 3 補助金の交付目的 | 民生委員・児童委員の地域における活動の援助及び資質向上のため
の研修等の実施を行うとともに、民生委員法第24条に規定する法定
単位民生委員児童委員協議会の任務を円滑に遂行し、地域福祉の増進
に資することを目的とする。 |
| 4 補助金の交付根拠 | 四日市市補助金等交付規則
四日市市民生委員児童委員協議会連合会補助金交付要綱
(以下「補助金交付要綱」という。) |
| 5 補助金の概要 | |
| (1) 交付申請（補助金交付要綱第5条） | |
| ア 申請日 | 平成29年4月1日 |
| イ 申請書類 | 補助金交付申請書
(添付書類：事業計画書、収支予算書等) |
| (2) 交付決定（補助金交付要綱第6条） | |
| ア 交付決定日 | 平成29年4月1日 |

- イ 書 類 補助金交付決定通知書
- (3) 実績報告 (補助金交付要綱第10条)
- ア 報告日 平成30年3月31日
- イ 書 類 実績報告書
- (添付書類：事業報告書、収支決算書等)
- (4) 補助金交付 28,420,760円
- ・第1回 16,453,000円 (平成29年 6月14日支払)
 - ・第2回 11,967,760円 (平成29年10月12日支払)

第3 監査の結果

四日市市民生委員児童委員協議会連合会に対する補助金の出納及び出納に関連する事務並びに所管所属の本事業に対する指導状況等について監査した結果、次の指摘事項及び意見のとおり、是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

1 指摘事項

【四日市市民生委員児童委員協議会連合会】

(1) 支出事務について

請求書において、請求日、請求者の住所の記載漏れが見受けられた。不備のない書類の提出を求め、受領時には十分確認するとともに適切な事務処理を行うこと。

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 前回の監査での所見について

平成19年度の財政援助団体監査において、四日市市社会福祉協議会への事務費負担金の算出根拠が不明確であるとの所見を受けて、事務費負担金は四日市市社会福祉協議会の人件費へ充当することとなったにもかかわらず、その見直し内容が健康福祉課において継承されず、担当課において算出根拠が不明確なまま補助金の支出がなされていた。今後の補助金の支出においては、常に算出根拠を明確にし、不備のないよう努めること。

2 意 見

【四日市市民生委員児童委員協議会連合会】

(1) 支援が必要な人への支援メニューの紹介について

縦割り行政の市に対して、民生委員・児童委員は見守りや支援の必要な人の情報を関係機関や、委員活動での情報交換を通じて有しており、それぞれの人の立場に応じた行政からの支援メニューを紹介できる立場にあることから、行政の支援メニューについて把握し、より充実した支援につなげることを期待する。 【要望事項】

(2) 四日市市民生委員児童委員協議会連合会事務局の財産管理について

補助金交付要綱第14条の財産の管理及び処分の制限の規定に基づいて財産の管理をしているが、適正な管理を引き続き行うこと。 【要望事項】

(3) 民生委員・児童委員の支援について

ア 民生委員・児童委員は、ゴミ屋敷の問題、不登校の問題、障害のある方の問題等、行政の様々な専門機関と協力しながら関わる体制が必要である。一人で抱え込むことがないよう、四日市市民生委員児童委員協議会連合会や四日市市社会福祉協議会は協力し、情報共有しながら必要な支援を行うこと。 【要望事項】

イ 民生委員・児童委員は地域で大きな役割を果たしている。防災対策や見守りに対して、新任とベテランが同じ資質で行動できるよう、四日市市民生委員児童委員協議会連合会や26地区民生委員児童委員協議会がバックアップして寄り添って対応することを引き続き行うこと。 【要望事項】

(4) 金銭に関するトラブルの防止について

日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うことを職務内容としている。民生委員は金銭の管理はしていないということであるが、今後は単身世帯が増加することにより金銭管理の相談相手がいない人も増加すると思われるため、金銭トラブルの発生防止に努めること。 【要望事項】

【健康福祉部健康福祉課】

(1) 民生委員・児童委員の人材確保のための活動内容のPRについて

民生委員・児童委員の推薦について、自治会活動の根付いている本市では、各地区自治会で適任者を推薦してもらい、依頼している状況である。地域の人口構成等から非常に推薦が困難な地区も生じてきているため、改選前には、職務内容のPRや適任者の発掘に努めるとともに、候補者から相談を受ける機会の多い議員等に対して職務内容のわかるパンフレットなどを配布すること。 【要望事項】

(2) 活動費の妥当性について

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員であり無給のため、活動にかかる経費は市活動費交付金分として補助金に算定しているところである。四日市市民生委員児童委員協議会連合会と意見交換をすることにより、その金額が妥当であるか継続的に検証していくこと。 【要望事項】

(3) 民生委員・児童委員の公務災害時の補償内容について

民生委員・児童委員は、非常勤の地方公務員であり、活動時の事故等の補償については、公務災害が適用となる。民生委員・児童委員が安心して十分な活動ができるよう補償内容を明示するとともに、新たに携わる民生委員・児童委員に対しても、補償内容を周知すること。 【改善事項】

(4) 民生委員・児童委員と政治活動について

民生委員・児童委員と政治活動の制限について、地域によってばらつきがあるので根拠を示し、制限事項等を全市的に一律に整理して、周知すること。 【改善事項】